

京都市告示第 210 号

次の者を地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に基づき、京都市公金収納受託者として公金の収納事務を委託し、地方自治法第 231 条の 2 の 3 に基づき、指定納付受託者に指定します。

令和 8 年 7 月 1 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社アクティブケイ
京都市中京区車屋町通竹屋町上る砂金町 403 番地田丸産業ビル 4F
- 2 収納事務を委託した歳入の種類
京都市円山公園音楽堂の使用料
- 3 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者として指定した日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 収納事務を委託した日
令和 5 年 4 月 1 日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)